

お客様各位

(運営会社) 日本PCサービス株式会社  
(引受保険会社) レスキュー損害保険株式会社

### 保険金請求手続きのご案内 (兼チェックシート)

このたびは、お客様の大切なIT機器が故障したことに対し、心よりお見舞い申し上げます。  
下記の手順に沿って保険金請求手続きをお願い申し上げます。

#### 記

1. 修理を依頼する前に、次ページのチェックシートを必ずよくお読みください。
2. 事業者IT機器とは被保険者が所有または使用する携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコン、固定電話機、FAX (複合機を除く)、ルーター、プリンターをいいます。
3. 修理店へ事業者IT機器を持ち込み、修理可能な場合は修理を行ってください。  
(指定業者制度はありませんので、ご自身で修理店を選定してください。)
4. 保険金請求の際には、修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できる書類が必要ですので、必ず、修理店へ上記書類作成を依頼してください。
5. 修理不能な場合は、別途事業者IT機器を購入してください。必ず領収証をお受け取りください。
6. 下記の「お客様添付書類チェック欄」及び次ページの「保険金請求チェックシート」のチェック欄を記入し、1番から8番または9番まで全て「はい」の場合は、事故状況説明書兼保険金請求書をもれなくご記入ください。
7. 事故状況説明書兼保険金請求書、添付書類及びチェックシート添付1枚目～3枚目を、以下の住所へ郵送してください。郵送料はお客様がご負担ください。

〒106-0032 東京都港区六本木2-4-5 六本木Dスクエア6階

日本PCサービス株式会社 六本木サポートセンター

アフターPCケア for Business 保険請求受付

電話番号 0570-090400

8. 書類に不備が無い場合は、書類到着後30日以内にお客様指定の口座に振り込みます。

## 修理可能不能判断および必要書類チェックシート

以下ご確認いただき該当する書類と項目にチェックを記入してください。

修理可能不能判断について		
修理業者で	被保険者の対応	申請
修理はできるが、新しい機種を購入した方が安価だと言われた	修理を依頼	<修理可能であった場合>参照
修理はできないが同等品への有償交換ができると言われた	同等品へ交換を行う	
内部基盤修復不能で修理ができなと言われた	①内部基盤破損で修理ができない証明書をもらう ②新しい機種を購入する	<修理不能であった場合>参照
修復可能だが部品がないので修理ができなと言われた	新しい機器を購入	申請不可
メーカーのホームページを見たら保守期限が切れていた。	新しい機器を購入	申請不可
修理可能だが、新しい機器を購入した方が安価だと言われた。	新しい機器を購入	申請不可

※領収書等の添付書類は契約者のお名前が入っているものを受領してください。

(法人名や代表者名)

それ以外の場合は宛名との関係性を確認させていただきます。

お客様添付書類チェック欄	<p>&lt; 修理可能であった場合 &gt;</p> <p><input type="checkbox"/>修理領収書、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等機器を<b>修理した内容と料金を支払った事実を証明できるもの</b> (例：機器点検報告書、修理報告書、領収書の3点)</p> <p><input type="checkbox"/>上記の書類に修理対象機器のIMEIの記載がある →ない場合は記載のある書類をお取り寄せください。</p> <p><input type="checkbox"/>有償交換した際の領収書、対象機器に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの</p> <p><input type="checkbox"/>その他当社が求めた書類、写真の提出に協力します。(ご同意ください) ※型番のわかる写真を求める場合があります。</p>
	<p>&lt; 修理不能であった場合 &gt;</p> <p><input type="checkbox"/>修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの <b>※修理不能とは内部基盤が破損により修復不可能な状態をいいます。この状態以外では修理不能とはなりません。</b></p> <p><input type="checkbox"/>上記の書類に修理対象機器のIMEIの記載がある →ない場合は記載のある書類をお取り寄せください。</p> <p><input type="checkbox"/>機器の変更・新規購入した際の領収書、対象機器に代わる機器を機種変更・新規購入したことが証明できるもの</p> <p><input type="checkbox"/>その他当社が求めた書類、写真の提出に協力します。(ご同意ください) ※型番のわかる写真を求める場合があります。</p>

## 保険金請求チェックシート

以下ご確認いただき該当する書類と項目にチェックを記入してください。

チェック項目	回答	備考
1. 事業者IT機器は貴社が所有または使用し、かつ加入時に申告した住所内で使用していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒補償対象外です。	事業者（貴社）が所有も使用もしておらず、加入時に申告した住所内で使用していない事業者IT機器は、補償対象外です。
2. 当保証サービスの補償期間内に発生した不具合ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒補償対象外です。	当保証サービスの補償開始前の不具合や、補償終了後の不具合は対象外です。
3. 事業者IT機器の故障または外装破損ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒補償対象外です。	事業者IT機器の盗難・紛失・電池交換は対象外です。  事業者IT機器に挿入するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品の修理は対象外です。
4. 事業者IT機器の破損で本体機能に支障がありますか？ ある場合は「事故状況説明書兼保険金請求書」の事故状況に支障状況の詳細をお書きください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒補償対象外です。	「保険金をお支払いしない場合」（当チェックシートの6ページに記載）の5. すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等（※）、事業者IT機器の本体機能に直接関係のない外形上の損傷になるため対象外です。
5. 「保険金をお支払いしない場合」（当チェックシートの5, 6ページに記載）の全てに該当しません。	<input type="checkbox"/> はい、該当しません。 <input type="checkbox"/> いいえ、1つ以上に該当します。⇒補償対象外です。	故障または外装破損であっても、1つ以上に該当していれば補償対象外です。

## 保険金請求チェックシート

チェック項目	回答	備考
<p>6. 事業者IT機器が修理可能か不可能かを判別するため、製造業者、販売業者または修理業者による事業者IT機器の状態チェックを受けましたか？（指定業者制度はありませんので、ご自身で修理店を選定してください。）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ ⇒保険金をお支払いできません。</p>	<p>保険金請求の際には、修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できる書類が必要ですので、必ず、製造業者、販売業者または修理業者による事業者IT機器の状態チェックを受けて、修理店へ上記書類作成を依頼してください。</p>
<p>【提出を求める場合があります】</p> <p>7. 事業者IT機器の型名または型式がわかるものを撮影しましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ ⇒修理業者からの報告書に修理品の型名または品名が記載されているか確認してください。</p>	<p>修理（または修理不能で廃棄）した事業者IT機器の型名または型式が不明な場合、修理業者へ確認ができるようにしてください。（保険会社から確認させていただきます）</p>
<p>【修理可能の場合お答えください】</p> <p>8. 事業者IT機器が修理可能な場合は、修理しましたか？（修理により同等品と交換した場合も含まれます。また、事業者IT機器のメーカー等が実施する保証サービスを適用して同等品と交換した場合も修理可能な場合に含まれます。）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ ⇒保険金をお支払いできません。</p>	<p>修理可能にもかかわらず、修理しない場合や別途事業者IT機器を購入した場合は、保険金をお支払いできません。</p>
<p>【修理不能の場合お答えください】</p> <p>9. 事業者IT機器内部基盤が修復不能な状態のため、修理が不可能な場合は、別途事業者IT機器を購入しましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ ⇒保険金をお支払いできません。</p>	<p>修理不能（※）にもかかわらず、別途事業者IT機器を購入しない場合は、保険金をお支払いできません。 ※修理不能とは内部基盤の破損により修復不可能な状態</p>

## 保険金の支払いに関する大切なご案内

### 請求書作成について

所定の「事故状況説明書兼保険金請求書」を正確に記載し、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できる書類を添付して、保険金請求を行ってください。指定口座へ保険金をお振込みいたします。

虚偽記載などの不正請求は詐欺罪に該当する可能性がありますので、事実に基づいて記載してください。記載内容の検証のため、修理業者へ連絡する場合があります。

### 修理可能な場合の保険金支払金額について

事業者IT機器が修理可能な場合の保険金受取額は、事業者（貴社）が負担した修理費用となります。ただし、年間上限金額を限度とします。また、事業者IT機器のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の事業者（貴社）負担分となります。

（年間上限金額は15万円です）

修理費用以外の費用（例、見積り取得に関する費用、送料など）は補償対象外です。

加入コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
年間上限金額	10万円	15万円	20万円	30万円

### 修理不能の場合の保険金支払金額について

事業者IT機器が修理不能な場合の保険金受取額は、1回あたりのお支払い上限額が全損時上限額となり、別途購入した機器の代金と全損時上限額のいずれか低い額となります。

なお、上記のいずれか低い額において、年間上限額の残額を上回る場合は、その残額でのお支払いとなります。

（全損時上限額8万円/回）

加入コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
全損時上限額	5万円/回	8万円/回	10万円/回	15万円/回

### 修理不能により別途機器を購入する場合

同一品目（品目区分は携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコン、固定電話機、FAX（複合機を除く）、ルーター、プリンター）の再購入に限ります。

例えば、タブレット端末が修理不能となった際にパソコンを購入した場合は、保険金支払対象外となります。また、同一品目の故障のついでに機能アップした機器を購入した場合は、機能アップ前の同等品の購入費用が損害額となります。

### 保険金をお支払いしない場合

1. 事業者IT機器が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。（日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。）
2. 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）

次ページへ続く

## 保険金をお支払いしない場合・続き

3. 事業者IT機器のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。
4. すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、事業者IT機器の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
5. 事業者IT機器を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
6. 詐欺、横領によって生じた損害。
7. 自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
8. 日本国外で発生した事故による損害。
9. 事業者IT機器が故障または破損した場合において、被保険者が、事業者IT機器のメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。
10. 事業者IT機器が修理可能にもかかわらず、被保険者が事業者IT機器を修理しなかった場合。
11. 事業者IT機器が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途事業者IT機器を購入しなかった場合。
12. 被保険者（注1）の故意もしくは重大な過失。
13. 修理の際メーカーの修理不能リストに載っている端末、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。
14. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
15. 被保険者の同居の親族の故意または契約対象物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
16. 不具合が補償期間外に発生した場合。
17. 地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
18. 火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
19. 公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
20. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）に

（注1）被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

以上

## 請求書送付先

※請求書と必要書類を同封の上、下記宛先まで送付ください。

不備があった場合は受付窓口から連絡が行くことがあります。

※切り取ってご使用ください。

〒106-0032 東京都港区六本木2-4-5 六本木Dスクエア6階

日本PCサービス株式会社 六本木サポートセンター

アフターPCケア for Business 保険請求受付 行

【必要書類】詳細は添付1枚目を必ずご確認ください。

<修理可能>

- ◆修理の内容がわかる書類（要識別番号記載）
- ◆修理代金の支払いを証明できるもの（レシート可）

<修理不能>

- ◆基盤修復不能による修理不能だとわかる書類（要識別番号記載）
- ◆新しい機器の代金の支払いを証明できるもの（レシート可）

## 領収書・レシート貼付用紙

※レシート、領収書をお貼りください。（長いレシートの場合は印刷面を内側にして折ってください）



事故状況説明書 兼 保険金請求書

下記項目をすべてご記入いただきますようお願いいたします。  
当書類及び添付書類がレスキュー損害保険へ到着後審査を行います。審査完了後審査結果を通知いたします。

請求日	西暦 2022 年 7 月 1 日	加入プラン	アフターPCケア for Business
-----	----------------------	-------	-----------------------

被保険者情報	保険金の請求は、被保険者様のみ可能となります。			印
	契約者名	フリガナ カブシキガイシャ OOショウジ 株式会社 OO商事	代表者名 (契約者名法人・屋号の場合必須)	
	契約者(代表者)生年月日	西暦 1980 年 12 月 3 日	契約の電話番号	03 - 1234 - 5678
	担当者名	鈴木 花子	担当者連絡先	090 - 1235 - 5679
ご登録住所	〒 104 - 0004 東京 都 道 千代田 区 市 大手町 2-1-1			

万が一、不正請求が発覚した場合は、法的に然るべき措置を取らせていただきますので、あらかじめご承知ください。

重要確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 「故意による破損」、「サービス加入前の事故」ではありません。 (わざと壊した機器や、既に壊れていた機器ではありません。)	左記重要確認事項に相違ございません。 ○左記し点のチェック漏れと下記署名の記入漏れがあった場合、 保険金お支払いの対象外になりますのでご注意ください。  担当者 ご署名 鈴木 花子
	<input checked="" type="checkbox"/> 「架空請求」、「虚偽請求」ではありません。 (事実に基づかない請求や登録事業所以外が所有または使用する端末ではありません。)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 「事故内容および状況」に関して、間違いなく記入し、 検証・確認が入ることに同意します。	

損害品情報	保険金を申請する対象機器の情報をご記入ください。			
	対象機器	<input checked="" type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> フィーチャーフォン <input type="checkbox"/> タブレット端末	<input type="checkbox"/> ビジネスフォン (家庭用含む) <input type="checkbox"/> パソコン	<input type="checkbox"/> FAX (複合機除く) <input type="checkbox"/> ルーター <input type="checkbox"/> プリンター
	メーカー名	Apple	機種名 または型名	iPhone11

お申し込み状況	発生した事故について、ご記入ください。未記入・記入漏れは不備になり受付できませんのでご注意ください。		
	事故内容	事故日	事故発生場所
	<input type="checkbox"/> 故障 <input type="checkbox"/> 外装破損 <input checked="" type="checkbox"/> 画面割れ <input type="checkbox"/> 水没・水濡れ	西暦 2022 年 6 月 30 日	駅の階段

請求内容について	実際に被保険者様が負担した金額をご記入ください。		
	修理内容	修理実費金額	保険金支払額について
	<input checked="" type="checkbox"/> 修理可能 <input type="checkbox"/> 修理不能	22,000 円 (税込み)	修理可能な場合の保険金受取額は、左記の修理実費金額となります。ただし、年間上限額15万円を限度とします。 修理不能の場合の保険金受取額は、別途購入した機器の代金と全損時上限額8万円のいずれか低い額となります。

振込み口座情報	保険金をお支払いいたします。金融機関の口座情報をご記入ください。※契約者名義の口座		
	口座名義人	フリガナ カ) OOショウジ タイヒョウトリシマリヤク スズキイチロウ 株式会社 OO商事 代表取締役 鈴木 一郎	
	みずほ	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 1.普通 (総合) <input type="checkbox"/> 2.当座 <input type="checkbox"/> 3.貯蓄	金融機関コード 0 0 0 1 4 5 6 支店コード 〇〇〇 口座番号 0 0 7 8 9 1 0

会社使用欄	保険金支払額	R責任者	R担当者	J責任者	J担当者
	※受付日	年	月	日	